交　A17−37	ＪＬＪ03 ＪＥＬＪ03	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13−13
交　A17−38	ブリヂストンアシスタ A97	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A17−39	ブリヂストンアシスタ A98	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A17−40	ブリヂストンアシスタ Ｂ９	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A17−41	ブリヂストンアシスタ B10	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A17−42	ブリヂストンアシスタ B11	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A17−43	ブリヂストンアシスタ Ｃ８	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A17−44	ヤマハパス ＸＯＵ４	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A17−45	ヤマハパス ＸＯＵ５	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A17−46	ヤマハパス ＸＯＵ８	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A17−47	ヤマハパス ＸＯＵ９	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A17−48	ＴＯＹＯＤＡ　ＴＲＩＫＥ−ＱＳＲ ＳＴ10−ＳＲ	豊田ＴＲＩＫＥ株式会社 東京都港区南青山５−４−51シャトー青山第１＃602
交　A17−49	ＴＯＹＯＤＡ　ＴＲＩＫＥ−ＱＬＲ ＳＴ10−ＬＲ	豊田ＴＲＩＫＥ株式会社 東京都港区南青山５−４−51シャトー青山第１＃602

○総務省告示第三百一号

特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）第一条第一項の規定に基づき、昭和三十七年自治省告示第百十六号（特別とん譲与税法第一条第一項の市町村を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十九年九月に譲与すべき特別とん譲与税から適用する。

平成二十九年九月二十二日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［略］ 三重県　津市 ［同　四日市市 同　三重郡川越町 ［略］	［同上］ 三重県　津市 ［同　四日市市 同　尾鷲市 同　三重郡川越町 ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第三百二号

特別とん譲与税法施行規則（昭和三十二年総理府令第二十一号）第二条の規定により、一の開港に係る二以上の開港所在市町村の区域が一の税関（当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所があるときは、当該税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。）の管轄区域に属する場合における平成二十九年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる当該開港所在市町村ごとの率を次のとおり定める。

平成二十九年九月二十二日

総務大臣　野田　聖子

道府県名	開港名	税関名	開港所在市町村名	率
北海道	函館港	函館税関	函館市	○・九四六三
			北斗市	○・〇五三七
	苫小牧港	函館税関苫小牧税関支署	苫小牧市	一・〇〇〇〇
			勇払郡厚真町	○・〇〇〇〇
	石狩湾港	函館税関小樽税関支署石狩出張所	小樽市	○・三六二六
			石狩市	○・六三七四
宮城県	仙台塩釜港	横浜税関仙台塩釜税関支署	仙台市	○・八八九二
			塩竈市	○・〇五八〇
			多賀城市	○・〇二七八
			宮城郡七ヶ浜町	○・〇二五〇
福島県	相馬港	横浜税関小名浜税関支署相馬出張所	相馬市	○・〇四四五
			相馬郡新地町	○・九五五五
茨城県	常陸那珂港	横浜税関鹿島税関支署日立出張所	ひたちなか市	○・五七八〇
			那珂郡東海村	○・四二二〇
	鹿島港	横浜税関鹿島税関支署	鹿嶋市	○・一〇〇〇
			神栖市	○・九〇〇〇